

I 基本方針

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会（以下「当協会」という）は、平成23年公益認定を取得し、公益社団法人として今年14年目を迎えようとしている。公益法人としてその社会的責任の重さを認識し、公益目的事業の推進に努めることとする。具体的には、神奈川県下の事業場における労働災害の防止、健康保持増進、適正な労働条件の確保等のための活動を促進し、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する事業を進めていく。

本年度は第14次労働災害防止推進計画の2年目に当たることから、神奈川労働局、神奈川県のご指導の下、神奈川産業保健総合支援センターと連携・協力し、さらには中央労働災害防止協会、全国労働基準関係団体連合会及び各労働災害防止団体等と連携し、目標の達成に努め、労働災害のない安全で健康に働くことができる職場づくりに取り組んでいく。

また 広報、労務、安全、衛生の4部会活動について、本部と支部の連携を図りながら活性化を図り、第14次労働災害防止推進計画の重点施策や時代の変化に対応した多様な働き方の実現など安全で安心な職場環境の整備に向けた取組を積極的に推進していく。

さらに県下随一の登録教習機関として、アフターコロナ期における経済正常化の進展に対応して、法定の作業主任者技能講習や技能講習、管理者養成講習、特別教育、能力向上教育等を厳正・適正に実施し、また、労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令の普及・啓発に努めることとする。

令和6年度は新たな中期事業方針として、「サステナブルな公益法人」を掲げて、公益法人としての役割強化や財政基盤の健全化に加えて会員様サービスの強化やコンプライアンスの確保などにも積極的に取り組むことにより、持続可能な公益社団法人を構築していく。

II 各事業の概要

1 部会活動

広報、労務、安全、衛生の4部会と企画部会は、公益目的事業を推進するために本部と支部の連携を図りながら労働災害防止対策や健康保持増進、働き方改革の実現、労働条件の確保・改善対策に重点的に取り組んでいく。

部会名	基本方針	活動計画
企画部会	○協会事業の円滑な運営	・協会事業を円滑に推進するため、主要事業の運営、事業計画・事業報告、予算・決算を審議する。
広報部会	○迅速・適切、効果的な広報の実施 ○関係機関との連携強化	・機関誌、本部、支部ホームページ等の改善を図る。 ・神奈川労働局重点施策、部会活動内容、会員事業場の労務、安全衛生の取組状況、産業医等による健康アドバイス等について広く広報する。
労務部会	○働き方改革の推進 ○労働関係法令の周知、遵守及び職場環境の整備	・多様な働き方、働き方・休み方改革の実現に向けた取組や総合的・一体的なハラスメント防止対策の取組を推進する。 ・神奈川労働局、神奈川県等と連携し、各種情報の周知を図る。 ・各支部の活動、効果的な取組について、情報を共有化し取組の強化を図る。 ・夏季講座開催に向け企画・検討する。
安全部会	○安全週間の取組 ○労働災害の現状把握、分析 ○第14次労働災害防止計画の推進	・労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、高年齢労働者の特性に配慮した職場環境改善、挟まれ・巻き込まれによる労働災害防止対策等を推進する。 ・労働災害防止団体と連携し、荷役災害等の労働災害を防止するための取組を推進する。 ・安全週間等の各支部の取組、課題等について情報交換を行い、効果的な取組を実施する。 ・夏季講座開催に向け企画・検討する。
衛生部会	○衛生週間の取組 ○職業性疾病の予防、健康確保・健康保持増進 ○関係機関との連携	・化学物質や石綿による健康障害防止対策、産業保健活動やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援対策等を推進する。 ・神奈川労働局、神奈川産業保健総合支援センター等と連携し、フォーラム、セミナー等を開催する。 ・衛生管理者、衛生担当者、産業保健スタッフ等の資質の向上、情報交流を図るため、研修会等を開催する。 ・労働衛生週間等の各支部の取組、課題等について情報交換を行い、効果的な取組を実施する。 ・夏季講座開催に向け企画・検討する。

2 サステナブルな公益法人に向けた取組

令和2年度から公益法人としての役割を強化し、財政基盤の健全化を目指す「ありたい姿」の実現に取り組んできた結果、令和5年度はおおむねコロナ禍前の経営基盤に回復したと評価しているところである。令和6年度から3か年程度を取組期間とする新たな中期事業方針「サステナブルな公益法人」に向けて、①公益法人としての役割強化、②会員様サービスの強化、

【『サステナブルな公益法人』に向けた取組】

公益法人としての役割強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政情報の収集と迅速な提供 ○ 部会・委員会の見直し・強化 ○ 関係団体との連携強化 ○ 講習会・セミナーの充実
会員様サービスの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員様要望の掘り起こし ○ 会員様ニーズに応じた講習会の実施 ○ 協会「かながわ」・IP等リニューアル
コンプライアンスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガバナンス強化 ○ 外部資源も活用した職員研修等の実施 ○ 監査の実施
本部支部連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部支部運営協議会の設置 ○ 支部講習・行事の見える化・合同開催 ○ 支部合同オフィス等の検討
安定的な経営基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員確保の取組強化 ○ 経営分析とその改善 ○ 協会インフラの整備 ○ 職員の一般労働条件の確保改善

③コンプライアンスの確保、④本部支部連携強化、⑤安定的な経営基盤の確立を5本柱とした取組を推進することにより、神奈川県下の事業場における労務安全衛生水準の向上に寄与すべく持続可能な公益法人を構築していく。

なお、講習会会場の収容率の制限は令和6年度も継続するが、講習需要に対応する観点から、受講者の要望を前提とする柔軟な運用には留意するものとする。

また、会員事業場数は20数年にわたり減少が続き、令和5年末には3,307事業場となっている。今後も引き続き本部と支部が連携を図りつつ会員事業場満足度を高める事業を進展させ、営業活動も強化して会員確保に向けた取組を進めていくものとする。

3 教育事業

神奈川労働局の登録教習機関として、法定の作業主任者技能講習や技能講習を中心に特別教育を含めた教育講習を実施し、県下随一の受講者実績を誇っている。

今年度も教育講習を広く実施していくことにより多くの受講者を受け入れ、公益目的事業である労働安全衛生法の普及啓発活動の促進に努めていく。特に講習内容については、至近の法改正をタイムリーに反映させるなど内容の充実を図っていく。

講習計画としては、受講希望の多い作業主任者技能講習「酸素欠乏・硫化水素危険」「特定化学物質及び四アルキル鉛等」「有機溶剤」「石綿」は、毎月開催する。

また、労働安全衛生法令改正に伴う「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」の養成講習や「テールゲートリフター操作特別教育」の受講需要にも対応して、サテライト方式の講習や講習会場の効率的な運用、本部支部が連携した講習の開催等に取り組む、全体としては年間460回以上、対前年度比6.6%増の受講者18,435人を目標

として事業展開していくものとする。

講習用視聴覚設備や機の改善など受講者からの要望・意見にできるだけ耳を傾け、受講しやすい講習機関を目指して環境整備に努めていく。

〔教育講習の計画〕

講習名		回数	人員	講習名		回数	人員	
技 能 講 習	プレス機械	5	210	特 別 教 育	電気取扱業務	13	645	
	乾燥設備	5	280		クレーンの運転の業務	9	355	
	足場の組立て等	7	315		研削といしの取替え等の業務	8	435	
	建築物等の鉄骨の組立て等	1	25		アーク溶接等の業務	5	220	
	木材加工用機械	1	35		産業用ロボットの業務	6	165	
	はい	5	310		第二種酸素欠乏危険作業	2	55	
	鉛	4	195		ダイオキシン類作業	2	50	
	酸素欠乏・硫化水素危険	27	1,425		足場の組立て等作業	3	125	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等	36	1,895		フルハーネス型墜落制止用器具	6	175	
	有機溶剤	36	1,945		電気自動車等の整備の業務	4	145	
石綿	24	1,210	テールゲートリフターの操作	17	475			
習 等	技 能 講 習	玉掛け	24	1,115	能 力 向 上 等	安全管理者		
		ガス溶接	5	205		衛生管理者	1	50
		床上操作式クレーン運転	12	585		フォークリフト運転業務従事者	4	145
		高所作業車運転	4	105		養 成 許 取 得	第一種衛生管理者	7
	養 成 講 習	建築物石綿含有建材調査者	12	505	第二種衛生管理者		4	180
衛生推進者養成講習		19	250	エックス線作業主任者	2		70	
選 任 等	養 成 講 習	安全衛生推進者養成講習	31	500	局所排気装置等定期自主検査者	6	265	
		安全管理者選任時研修	37	750	化学物質管理者	31	1,375	
		救急法（基礎 + 短期）	2	50	保護具着用管理責任者	28	1,115	
					マスクフィットテスト実施者	5	145	
小 計		297	11,910	小 計		163	6,525	
				計		460	18,435	

4 広報・啓発事業

安全で安心して働くことができる職場づくりに向け、労働関係法令の周知を図るとともに、第14次労働災害防止推進計画に基づく目標の達成及び働き方・休み方改革の推進、生産性の向上の推進等に取り組んでいく。

広報・啓発事業の実施にあたっては、神奈川労働局、神奈川県のご指導の下、神奈川産業保健総合支援センター、中央労働災害防止協会はじめ労働災害防止団体、全国労働基準関係団体連合会等々と連携・協働して行っていく。また、受講者の利便性の観点からWEBシステムの導入・拡大を推進する。

具体的な内容として次の事項に取り組む

(1) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

① 第14次労働災害防止推進計画に基づく重点対策の推進

- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ③ 高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生対策の推進
 - ④ 化学物質、石綿による健康障害防止対策の推進
 - ⑤ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進
 - ⑥ 中央労働災害防止協会協賛事業の実施
- (2) 誰もが働きやすい職場づくり
- ① 多様な働き方、働き方・休み方改革の実現
 - ② 発注者・荷主としての長時間労働削減等に向けた対応
 - ③ 総合的・一体的なハラスメント防止対策
 - ④ 労働条件の確保・改善対策、公正な待遇の確保の推進
 - ⑤ 全国労働基準関係団体連合会委託事業の実施

火災爆発災害対策、保健対策、産業保健活動、卸売・小売業の4専門委員会活動、プレス、クレーン、溶接、フォークリフト、労働衛生技術、救急法指導の6専門家会議については、専門性が高く、現在抱えている課題の検討、情報交換等に資するものであり、その運用を再建・発展させていく。

〔研修会・セミナー関係〕

	回数	人員
労務安全衛生管理夏季講座		
産業保健研修会		
人事・労務管理実践セミナー		
安全衛生管理実践セミナー		
安全衛生実務レベルアップ教育		
火災爆発災害防止講習会		
労働衛生工学講座		
総括安全衛生管理者セミナー		
リスクアセスメント実務研修会（リーダー、スタッフ向け）		
外国人技能実習制度関係者養成講習		
産業保健フォーラム		
衛生管理実践講座		
個別労働紛争解決研修		
受動喫煙防止対策セミナー		
計	21	800

5 公益事業

公益社団法人として

- ① 労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育の実施
- ② 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令等の普及啓発活動
- ③ 労働福祉向上のための相談、調査研究及び広報

を公益目的事業として取り組んでいく。

事業場における労働災害のない職場づくり、多様な働き方、働き方・休み方改革の実現、公正で能力を發揮できる労働環境の整備は、だれもが安全で安心して働くことができる社会を実現するための重要なテーマである。

県下 3,307 の会員事業場、その約 53.7 万人の従業員をはじめ、神奈川県下の全ての事業場の適正な労働条件の確保、労働災害の防止、健康保持増進等のための活動を促進し、労働福祉の向上等のため、公益目的事業を推進していく。

Ⅲ 行 事

1 会議・行事

- (1) 通常総会 令和 6 年 5 月 29 日
理事会 令和 6 年 4 月 24 日 令和 6 年 5 月 29 日 令和 7 年 2 月 27 日
- (2) 企画部会 年 4 回
支部連絡会議 年 5 回
- (3) 神奈川労務安全衛生大会 令和 6 年 11 月 27 日

2 機関誌・刊行物

- (1) 協会機関誌「労務安全衛生かながわ」12 回発行
- (2) 各種テキスト改訂

Ⅳ 表 彰

1 協会表彰

労務安全衛生功労表彰

2 表彰推薦

- (1) 厚生労働大臣表彰及び顕彰
- (2) 神奈川労働局長表彰
- (3) 緑十字賞
- (4) 中小企業無災害記録証

Ⅴ 関係諸団体との協力及び連携

- 1 神奈川労働局との連携
- 2 県下災防団体との連携
- 3 中央労働災害防止協会への協力
- 4 (公社)全国労働基準関係団体連合会への協力
- 5 神奈川健康づくり推進会議との連携
- 6 (独)神奈川産業保健総合支援センターとの連携